

## 公益社団法人岡山県文化連盟個人情報取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び関連法令に基づき、公益社団法人岡山県文化連盟（以下、「本連盟」という。）の業務を行う上で、個人情報を取り扱う際に遵守すべき基本的な事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本連盟の役員、職員及び委託業務に携わる職員（以下、「役職員」という。）に適用するものである。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

#### (2) 個人データ

個人情報データサービス等を構成する個人情報を言う。

#### (3) 個人情報データサービス等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及びこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

#### (4) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (対象範囲)

第4条 この規程は、電子化された情報であるか否かを問わず、本連盟において取り扱う内外の個人情報を対象とする。

### (個人情報保護管理者)

第5条 個人情報の取扱責任者として個人情報保護管理者を置く。個人情報保護管理者は本連盟専務理事とし、その役割は次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報保護の実務を推進する方法の検討、実施
- (2) 個人情報漏洩等への対応
- (3) 個人情報の取扱状況の確認
- (4) その他個人情報保護に必要な方策の検討、実施

### (取得方法の制限)

第6条 役職員は、個人情報を適正に取得するものとし、偽りその他不正な手段で取得してはならない。

(利用目的)

第7条 本連盟が所有する個人情報、本連盟の目的達成のための事業実施に必要な範囲で取り扱われなくてはならない。

(取得に際しての留意事項)

第8条 役職員は、本人から直接書面で個人情報を取得する場合、あらかじめ本人に対して、その利用目的を明示しなくてはならない。

(安全対策)

第9条 役職員は、個人データを正確かつ最新の状態で保有し、個人データに不当なアクセス、紛失、漏洩、滅失、毀損又は改ざんのないように安全対策を講じなくてはならない。

(個人データの外部委託)

第10条 役職員は、個人データの取扱業務を外部に委託する場合には、個人情報の保護に関する契約を締結しなくてはならない。

(第三者への提供制限)

第11条 役職員は、個人データを第三者へ提供する場合は、あらかじめ本人から同意を取らなくてはならない。

(その他個人情報の取扱)

第12条 役職員は、個人情報保護管理者の許可なく、個人データを持ち出してはならない(電子メール等の手段も含む。)

(漏洩等事故発見時の対応)

第13条 役職員は個人情報の漏洩又はこの規程に違反する不適切な取扱を知った場合、直ちに個人情報保護管理者へ連絡しなくてはならない。

(懲戒)

第14条 役職員がこの規程に違反した場合は、就業規則に従い懲戒の処分を受けることがある。

## 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年4月1日から施行する。